

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成27年8月27日(2015.8.27)

【公開番号】特開2015-3732(P2015-3732A)

【公開日】平成27年1月8日(2015.1.8)

【年通号数】公開・登録公報2015-002

【出願番号】特願2014-207630(P2014-207630)

【国際特許分類】

B 6 3 B 43/04 (2006.01)

B 6 3 B 11/02 (2006.01)

B 6 3 B 3/20 (2006.01)

B 6 3 B 27/00 (2006.01)

【F I】

B 6 3 B 43/04

B 6 3 B 11/02

B 6 3 B 3/20

B 6 3 B 27/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月9日(2015.7.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

船外に面する左右の側壁を有する船体と、

該船体の内部であって隔壁により推進方向の前後に区画される複数の部屋と、

前記側壁及び前記隔壁に接する少なくとも1つの浸水防止部屋と、

を備え、

前記浸水防止部屋は、端部が前記側壁及び前記隔壁に接合される仕切板により形成され、前記仕切板の全面が前記部屋に面すると共に、

前記浸水防止部屋は、ショアランプが設けられる甲板の下方に面して、複数の前記部屋からなる機関区域に設けられ、前記機関区域の前記部屋の前記側壁と前記隔壁との連結部を覆った空間であり前記側壁が損傷した場合浸水し、

前記機関区域の前記部屋は、縦通隔壁で区画されていないことを特徴とする船舶。

【請求項2】

前記浸水防止部屋は、前記左側の側壁と前記隔壁に接する左方浸水防止部屋と、前記右側の側壁と前記隔壁に接する右方浸水防止部屋とを有することを特徴とする請求項1に記載の船舶。

【請求項3】

左右の側壁を有する船体と、

該船体の内部であって隔壁により推進方向の前後に区画される複数の部屋と、

前記側壁及び前記隔壁に接する少なくとも1つの浸水防止部屋と、

を備え、

前記浸水防止部屋の少なくとも1つは、前記左右の側壁と前記隔壁に接し、機関区域に設けられ、前記機関区域の前記部屋の前記側壁と前記隔壁との連結部を覆った空間であり前記側壁が損傷した場合浸水し、

前記機関区域の前記部屋は、縦通隔壁で区画されていないことを特徴とする船舶。

**【請求項 4】**

前記浸水防止部屋は、ショアランプが設けられる甲板の下方に設けられることを特徴とする請求項3に記載の船舶。

**【請求項 5】**

前記浸水防止部屋の少なくとも1つは、前記隔壁を挟んで前後の前記部屋側にそれぞれ設けられることを特徴とする請求項1から4のいずれか一つに記載の船舶。

**【請求項 6】**

前記機関区域は、機関室、補機室及び軸室の少なくとも1つを含むことを特徴とする請求項1から5のいずれか一つに記載の船舶。

**【請求項 7】**

前記浸水防止部屋は、前記複数の部屋より容積が小さく、且つ、満載喫水線での幅が前記船体の幅の1/10以上に設定されることを特徴とする請求項1から6のいずれか一つに記載の船舶。

**【請求項 8】**

前記浸水防止部屋は、前記複数の部屋より容積が小さく、且つ、満載喫水線での前後長さが前記船体の全長の3/100以上に設定されることを特徴とする請求項1から7のいずれか一つに記載の船舶。

**【請求項 9】**

前記浸水防止部屋は、前記隔壁の前記船体の後方の前記部屋側に設けられることを特徴とする請求項1から8のいずれか一つに記載の船舶。

**【請求項 10】**

前記浸水防止部屋は、4辺の壁に囲まれていることを特徴とする請求項1から9のいずれか一つに記載の船舶。

**【請求項 11】**

前記浸水防止部屋は、ショアランプが設けられる甲板と船底との間に設けられる車両搭載甲板より後方に設けられることを特徴とする請求項1から10のいずれか一つに記載の船舶。

**【請求項 12】**

複数の前記部屋のうち少なくとも2つは、仕切甲板を介して上下に区画されており、

前記浸水防止部屋は、上下に区画された2つの部屋の両方に設けられている請求項1から11のいずれか一つに記載の船舶。